

针对“静岡市多文化共生城市推进条例”请提供您宝贵的意见及建议！

「^{しずおかし}静岡市 ^{たぶんかきょうせい}多文化共生の ^{まち}まち ^{すいしん}すいしん ^{じょうれい}じょうれい」への ^{いけん}意見を ^{ください}ください！

静岡市正在制定多文化共生条例。

该条例是为了能让不同国籍和民族的人都能安心生活而制定的静岡市条例。

请仔细阅读“条例的主要内容”后，给予您宝贵的意见。

制定条例时将参考您的意见与建议。

^{しずおかし}静岡市は、^{たぶんかきょうせい}多文化共生の ^{じょうれい}じょうれい を ^{つくり}つくり ^{ます}ます。
^{こく}国 ^{せき}せき や ^{みん}民 ^{ぞく}ぞく が ^{ちが}ちが ^{って}って ^もも ^{あんしん}安心して ^{くら}くら ^{すた}すた ^めめの ^{しずおかし}静岡市の ^{じょうれい}じょうれい です。
「^{じょうれい}じょうれいの ^{おも}おも ^なな ^いい ^{よう}よう」を ^よよ ^{んで}んで ^{いけん}意見を ^{くだ}くだ ^{さい}さい。
^{みな}みな ^{さん}さんの ^{いけん}意見で ^{じょうれい}じょうれいを ^{かんせい}完成させます。

[可以提意见的人]

- ・居住在静岡市内的人
- ・在静岡市上班或上学的人
- ・静岡市内的企业或团体



[^{いけん}意見を ^だだ ^{せる}せる ^{ひと}ひと]

- ・^{しずおかし}静岡市に ^{すん}すんで ^{いる}いる ^{ひと}ひと
- ・^{しずおかし}静岡市で ^{はた}はた ^らら ^いい ^てて ^{いる}いる ^{ひと}ひと、^{がっこう}学校に ^かか ^よよ ^っっ ^てて ^{いる}いる ^{ひと}ひと
- ・^{しずおかし}静岡市に ^ああ ^るる ^{かい}会社や ^ぐグループ

[提供意见的期限]

2022年 1月 26日（周三） ～ 2022年 2月 25日（周五）

[^{いけん}意見を ^だだ ^{せる}せる ^ひひ]

2022年 1月 26日（^{すい}水曜日） ～ 2022年 2月 25日（^{きん}金曜日）

[提交意見的方式]



提交方式 ①网站 ②邮寄 ③递交市役所的服务窗口 ④传真


请选择①～④其中一项。电子邮件无法提交。

[意見の出し方]

出し方は ①インターネット、②ゆうびん、③市役所にもっていく ④FAX

①～④のどれかをえらび出して下さい。電子メールでは出せません。

<p>①网站 インターネット</p> 	<p>请从下述网站回答。</p> <p>对应语言为「日语」「简明日语」「英语」「中文」「越南语」 「葡萄牙语」。</p> <p>下のインターネットのサイトから答えます。 ことばは、「日本語」「やさしい日本語」「英語」「中国語」 「ベトナム語」「ポルトガル語」があります。 QRコードをスキャンして下さい。</p> <p>https://www.city.shizuoka.lg.jp/799_000146.html</p>  <p>请扫二维码。</p>
<p>②邮寄 ゆうびん</p>	<p>请在「応募表格」陈述意见。</p> <p>放进信封里邮寄至市役所。</p> <p>【邮寄处】</p> <p>请在信封上填写</p> <p><u>〒420-8602 静岡市役所 国際交流課</u> 即可。</p> <p>※ 2月25日当日邮戳有效。</p> <p>「おうぼ用紙」に意見を書きます。 ふうとうに入れて、市役所におくります。 【ゆうびんのあて先】 ふうとうに、<u>〒420-8602 静岡市役所 国さい交りゆうか あて</u> と書くと届きます。 ※ 2月25日のけしいんゆうこうです。</p>

<p>③送到市役所 市役所にもっていく</p>	<p>请在「応募表格」陈述意见。 请送到市役所的国际交流课。</p> <p>【国际交流课的地址】 静岡市 葵区 追手町 5-1 17楼 ※上午 8:30 至下午 5:15 ※周六、周日、节假日休息。</p> <p>「おうぼ用紙」に意見を書きます。 市役所の国さい交りゅうかにもっていきます。</p> <p>【国さい交りゅうかの場所】 静岡市 葵区 追手町 5-1 17かい ※午前8時30分から午後5時15分まであいています。 ※土曜日、日曜日、しゅく日は、しまっています。</p> 
<p>④传真 FAX (ファクシミリ)</p>	<p>请在「応募表格」陈述意见。发送传真。</p> <p>【传真号码】 054-221-1518</p> <p>「おうぼ用紙」に意見を書きます。FAXでおくります。</p> <p>【FAX番号】 054-221-1518</p>

可以在下述场所索取「条例相关材料」及「応募表格」。

- ① 市役所 国际交流课（静岡市役所 17楼）
- ② 区役所的市政资讯处（葵区役所 1楼、清水区役所 4楼、骏河区役所 3楼）
- ③ 市网站 https://www.city.shizuoka.lg.jp/799_000146.html
「じょうれいのしりょう」と「おうぼ用紙」は、次の場所でもらうことができます。
① 市役所 国さい交りゅうか（静岡市役所 17かい）
② 区役所の市せいじょうほうコーナー（葵区役所 1かい、清水区役所 4かい、駿河区役所 3かい）
③ 市のホームページ https://www.city.shizuoka.lg.jp/799_000146.html

有日语、简明日语、英语、中文、越南语、葡萄牙语版的
“条例相关材料”和“応募表格”。



意见书除上述语言之外，也可以使用其他任何语言。

「じょうれいのしりょう」と「おうぼ用紙」は、
日本語、やさしい日本語、英語、中国語、ベトナム語、ポルトガル語があります。
意見は、自分の好きな言葉で出せます。